

令和4年度第1回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会（書面開催）

懇談事項（議題）一覧

- 1 愛知県後期高齢者医療広域連合の事業の概要について 資料1
- 2 窓口負担割合の見直しについて（2割負担の導入） 資料2
- 3 協定保養所利用助成事業の今後のあり方について 資料3
- 4 マイナンバーカードの保険証としての利用について 資料4

参考資料

- ・事業リーフレット「協定保養所利用助成事業のご案内」
- ・2割負担の導入に伴う被保険者への周知広報資料①～⑦

1 被保険者の状況（事業概況 22 ページ）

後期高齢者医療制度の被保険者は以下の方です。

ア 75 歳以上の方

イ 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害のある方

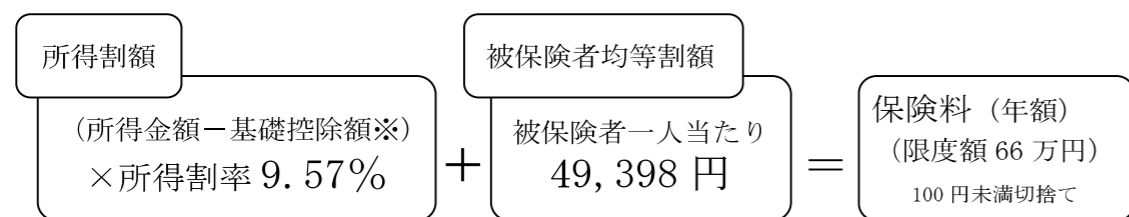
年 度	被保険者数 (人)	対前年度比 (%)	65 歳以上 75 歳未満の 障害認定者(再掲)(人)
令和元年度末	973,694	102.84	38,108
令和2年度末	982,594	100.91	37,922
令和3年度末	1,007,295	102.51	36,717

2 保険料（事業概況 28 ページ）

(1) 保険料の賦課

被保険者一人当たりの保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額となります。なお、保険料の賦課限度額は、66 万円となっています。

所得割額を計算するための算定対象所得は、『所得金額－基礎控除額』（旧ただし書き所得）を基準としています。



※基礎控除額

合計所得額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

(2) 保険料の軽減

全国一律の制度として、所得の低い世帯の方や被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置が設けられています。

被保険者のうち、約半数の方が軽減措置に該当しています。

3 医療給付（事業概況 33 ページ）

(1) 一部負担金

療養の給付を受ける被保険者は、その費用の 1 割（令和 4 年 10 月以降は一定所得以上ある者は 2 割）または 3 割（現役並み所得者）を一部負担金として支払います。

(2) 療養給付費

被保険者が、被保険者証を提示し医療機関等（病院・診療所・薬局など）で療養の給付を受けたときは、一部負担金の割合による自己負担額を窓口で支払い、残りの額を広域連合が負担します。

(3) 高額療養費

同一月内に支払った医療費がそれぞれの自己負担限度額を超えた場合に、高額療養費を支給します。

医療費等決算数値（事業概況 71 ページ）

年 度	医療費総額(円)	医療給付費総額 (円)	1 人あたり 医療費(円)	1 人あたり 医療給付費(円)
令和元年度	915,009,523,110	837,992,986,932	953,415	873,166
令和2年度	900,255,910,915	826,280,480,238	919,273	843,735
令和3年度	940,491,176,408	864,458,966,607	948,916	872,202

※1 人あたり医療費、1 人あたり医療給付費の額は各費用総額を平均被保険者数で割ったもの

4 医療費適正化事業（事業概況 39 ページ）

(1) 重複・頻回受診者の適正受診に向けた指導（令和 4 年度予算額 12,375 千円）

適正受診に向けた指導訪問等を行うための資料の市町村へのデータ提供、重複・頻回受診者への保健師等の訪問指導を行い、医療費の適正化を図ります。

(2) ジェネリック医薬品の普及啓発（令和 4 年度予算額 6,819 千円）

被保険者証一斉更新時にジェネリック医薬品希望シールを被保険者証と併せて送付しています。また、使用している先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合の差額を医療費通知の裏面に印刷し通知しています。

(3) 医療費通知（令和 4 年度予算額 176,354 千円）

年 3 回、受診年月・診療区分・医療機関名・医療費総額・自己負担相当額等の医療費情報を被保険者に通知しています。平成 29 年分の確定申告から医療費控除の手続きに使用できるようになりました。

5 保健事業（事業概況 41 ページ）

(1) 健康診査事業（令和 4 年度予算額 3,808,136 千円）

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るため、市町村と委託契約を締結して健康診査事業を実施しています。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受診率	35.91%	35.89%	35.75%	34.01%	34.57%

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（令和 4 年度予算額 687,720 千円）

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で、きめ細やかなものとするため、後期高齢者医療広域連合は高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村において国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施しています。

令和 4 年度は全 54 市町村のうち、32 市町村で実施しています。

6 長寿・健康増進事業（事業概況 43 ページ）

協定保養所利用助成事業（令和 4 年度予算額 4,000 千円）

被保険者の健康の保持・増進を目的に、保養所と協定を締結して、宿泊費用の一部を助成しています。

窓口負担割合の見直しについて（2割負担の導入）

根拠法

高齢者の医療を確保するための法律

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

後期高齢者医療制度に係る改正の概要

・後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上（※）である方について、窓口負担割合を2割とする。

<以下、政令で規定された内容>

※課税所得が 28 万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上）。

○長期頻回受診者等への配慮措置として、外来診療において、施行後 3 年間、1 か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置を政令で講じる。

○施行期日は、令和 4 年 10 月 1 日。

2割負担の導入に向けた対応について

I 2割負担の導入について

1 導入時期

令和4年10月1日

2 対象者

次の条件全てに該当する被保険者

①課税所得（※1）が28万円以上

②年金収入（※2）及びその他の合計所得金額200万円以上（※3）
（単身世帯の場合）

③現役並み所得者（※4）に該当しない

※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方

II 被保険者証の交付について

1 被保険者証の2回交付

2割負担が10月1日から導入されるため、今年度については、通常1年に1回（7月）の更新であるところ、2回交付を行いました。

令和4年度	7月（1回目）	8月1日から9月30日
	9月（2回目）	10月1日から翌年7月31日



	送付時期	有効期限
通常	7月（1回のみ）	8月1日から翌年7月31日

2 被保険者証の色について

通常、若草色→青色→オレンジ色で毎年変更していますが、今年度については、

令和3年8月1日から令和4年7月末まで 若草色

令和4年8月1日から令和4年9月末まで 赤茶色（新たな色）

令和4年10月1日から令和5年7月末まで 青色

といたしました。なお、新たな色については今回限りの予定です。

3 あいち後期高齢者医療コールセンターの設置について
 問い合わせ等に対応するためのコールセンターを設置して対応しております。
 (問合せ例)

- ・自分は2割負担に該当するか
- ・いつもより期限が短い保険証が送られてきたが、なぜか
- ・保険証の配送状況はどうなっているか など

○コールセンター受電状況

7月 4,201件
 8月 1,831件
 9月 8,200件

4 その他2回交付への対応

○被保険者証送付時に案内状を同封

1回目…有効期限が短くなる(2か月)ことのお知らせ

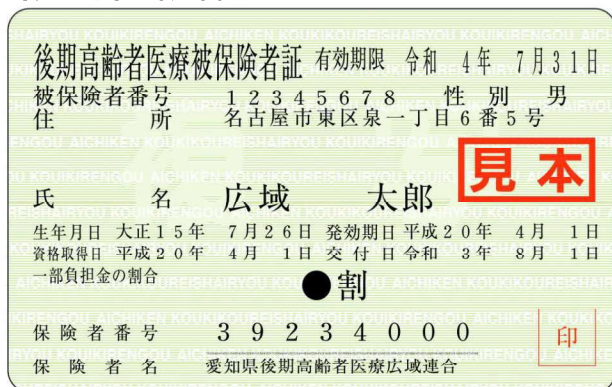
2回目…2割負担導入についてのお知らせ(2割負担となる方のみ)

5 2回目交付の実施状況について

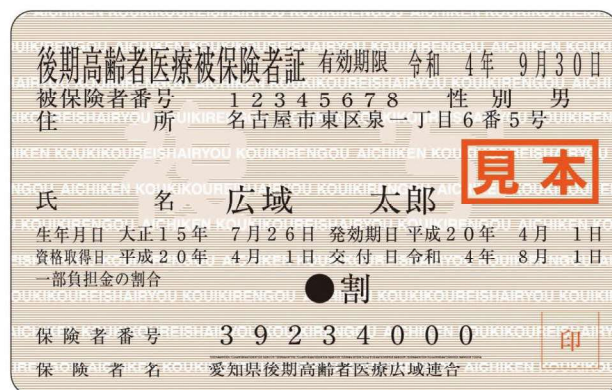
被保険者証作成状況(負担割合別。市区町村別状況は4頁のとおり。)

3割負担	被保険者証作成枚数	88,708枚 (8.59%)
2割負担	被保険者証作成枚数	233,924枚 (22.65%)
1割負担	被保険者証作成枚数	709,956枚 (68.76%)
	合計	1,032,588枚

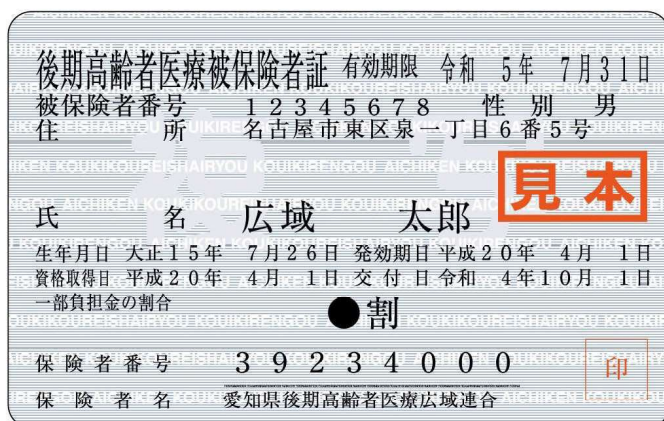
(参考) 被保険者証の色見本



令和3年8月1日から令和4年7月末まで



令和4年8月1日から令和4年9月末まで



令和4年10月1日から令和5年9月末まで

(参考)被保険者証作成状況

(作成時点) 被保険者証: 令和4年8月10日

	1割負担(a)	割合(a)/(d)	2割負担(b)	割合(b)/(d)	3割負担(c)	割合(c)/(d)	合計(d)
名古屋市千種区	14,032	64.13%	5,047	23.07%	2,802	12.81%	21,881
名古屋市東区	6,366	65.19%	2,165	22.17%	1,234	12.64%	9,765
名古屋市北区	18,912	74.43%	4,635	18.24%	1,863	7.33%	25,410
名古屋市西区	14,189	71.57%	3,658	18.45%	1,979	9.98%	19,826
名古屋市中村区	14,013	73.70%	3,258	17.13%	1,743	9.17%	19,014
名古屋市中区	5,788	64.48%	1,763	19.64%	1,425	15.88%	8,976
名古屋市昭和区	8,715	61.90%	3,224	22.90%	2,141	15.21%	14,080
名古屋市瑞穂区	10,205	64.99%	3,537	22.53%	1,960	12.48%	15,702
名古屋市熱田区	6,620	70.95%	1,942	20.81%	768	8.23%	9,330
名古屋市中川区	21,753	74.64%	5,115	17.55%	2,275	7.81%	29,143
名古屋市港区	15,747	76.00%	3,636	17.55%	1,336	6.45%	20,719
名古屋市南区	15,688	73.74%	4,025	18.92%	1,563	7.35%	21,276
名古屋市守山区	16,768	70.16%	5,196	21.74%	1,935	8.10%	23,899
名古屋市緑区	20,173	65.49%	7,901	25.65%	2,727	8.85%	30,801
名古屋市名東区	12,075	62.46%	4,716	24.40%	2,540	13.14%	19,331
名古屋市天白区	13,304	66.21%	4,556	22.67%	2,235	11.12%	20,095
豊橋市	37,803	72.80%	10,186	19.62%	3,935	7.58%	51,924
岡崎市	31,613	65.26%	12,591	25.99%	4,240	8.75%	48,444
一宮市	44,658	76.59%	9,948	17.06%	3,705	6.35%	58,311
瀬戸市	15,223	69.70%	5,241	24.00%	1,376	6.30%	21,840
半田市	11,249	70.90%	3,531	22.26%	1,086	6.84%	15,866
春日井市	29,317	64.90%	11,569	25.61%	4,290	9.50%	45,176
豊川市	19,250	71.36%	5,880	21.80%	1,845	6.84%	26,975
津島市	7,695	75.46%	1,922	18.85%	580	5.69%	10,197
碧南市	6,589	69.85%	2,054	21.77%	790	8.37%	9,433
刈谷市	10,219	61.38%	4,504	27.05%	1,927	11.57%	16,650
豊田市	29,978	57.32%	17,584	33.62%	4,741	9.06%	52,303
安城市	13,616	63.13%	5,862	27.18%	2,091	9.69%	21,569
西尾市	16,756	71.29%	4,960	21.10%	1,789	7.61%	23,505
蒲郡市	10,357	76.59%	2,319	17.15%	847	6.26%	13,523
犬山市	8,173	66.51%	3,263	26.55%	853	6.94%	12,289
常滑市	6,527	75.11%	1,670	19.22%	493	5.67%	8,690
江南市	11,494	72.93%	3,239	20.55%	1,027	6.52%	15,760
小牧市	13,035	63.61%	5,242	25.58%	2,214	10.80%	20,491
稲沢市	14,568	70.91%	4,477	21.79%	1,498	7.29%	20,543
新城市	6,664	74.73%	1,813	20.33%	440	4.93%	8,917
東海市	9,502	66.80%	3,504	24.63%	1,218	8.56%	14,224
大府市	7,051	63.47%	3,020	27.18%	1,039	9.35%	11,110
知多市	8,917	68.79%	3,266	25.20%	779	6.01%	12,962
知立市	4,873	62.02%	2,148	27.34%	836	10.64%	7,857
尾張旭市	7,768	63.41%	3,249	26.52%	1,233	10.07%	12,250
高浜市	3,591	70.72%	1,092	21.50%	395	7.78%	5,078
岩倉市	4,738	70.77%	1,381	20.63%	576	8.60%	6,695
豊明市	6,594	64.62%	2,692	26.38%	919	9.01%	10,205
日進市	6,096	57.44%	3,200	30.15%	1,316	12.40%	10,612
田原市	6,984	75.33%	1,690	18.23%	597	6.44%	9,271
愛西市	8,477	75.34%	2,191	19.47%	583	5.18%	11,251
清須市	6,155	69.81%	1,826	20.71%	836	9.48%	8,817
北名古屋市	8,180	69.15%	2,516	21.27%	1,133	9.58%	11,829
弥富市	4,766	73.47%	1,277	19.69%	444	6.84%	6,487
みよし市	3,672	60.71%	1,740	28.77%	636	10.52%	6,048
あま市	9,580	72.78%	2,648	20.12%	935	7.10%	13,163
長久手市	3,094	57.78%	1,503	28.07%	758	14.15%	5,355
東郷町	3,545	64.36%	1,472	26.72%	491	8.91%	5,508
豊山町	1,325	68.55%	389	20.12%	219	11.33%	1,933
大口町	2,138	67.92%	694	22.05%	316	10.04%	3,148
扶桑町	3,589	66.96%	1,385	25.84%	386	7.20%	5,360
大治町	2,687	72.64%	663	17.92%	349	9.43%	3,699
蟹江町	3,673	71.38%	1,087	21.12%	386	7.50%	5,146
飛島村	544	71.77%	115	15.17%	99	13.06%	758
阿久比町	2,890	69.09%	1,032	24.67%	261	6.24%	4,183
東浦町	4,707	66.25%	1,912	26.91%	486	6.84%	7,105
南知多町	3,102	84.55%	398	10.85%	169	4.61%	3,669
美浜町	2,824	75.57%	720	19.27%	193	5.16%	3,737
武豊町	4,284	71.09%	1,381	22.92%	361	5.99%	6,026
幸田町	3,331	68.88%	1,132	23.41%	373	7.71%	4,836
設楽町	1,111	79.13%	232	16.52%	61	4.34%	1,404
東栄町	761	85.03%	114	12.74%	20	2.23%	895
豊根村	275	87.86%	26	8.31%	12	3.83%	313
	709,956	68.76%	233,924	22.65%	88,708	8.59%	1,032,588

Ⅲ 負担の増加を抑える配慮措置について

1. 2割負担となる方について、急激な負担増加を抑制するための配慮措置として、窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の外来受診の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

※この配慮措置は、施行後3年間(令和4年10月1日～令和7年9月30日)の経過措置です。

2. 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合には、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費の口座へ後日払い戻します。なお、柔道整復、鍼灸あん摩マッサージによる施術費、手書きで診療報酬請求書等を作成する一部の医療機関等の場合は、窓口で2割分を御支払いいただいた後に、高額療養費として払い戻しとなります。

3. 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、2割負担が導入される令和4年10月1日より前の令和4年9月20日に広域連合から申請書を郵送(約12万件)しました。

※高額療養費の還付を装った詐欺を防止するため、書類は必ず郵送でお届けするとともに、同封したリーフレットには、職員が電話や訪問で口座登録情報をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありませんという内容も記載しております。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口自己負担1割のとき ①	5,000円
窓口自己負担2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②－①)	5,000円
窓口負担増の上限 3,000円 (③－3,000円)	2,000円
払い戻し	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します

IV 2割負担の導入に伴う被保険者への周知広報について

- (1) 愛知県後期高齢者医療広域連合のホームページでの周知（令和4年1月～）
（主な掲載内容）※随時更新
 - ・ 2割負担の説明
 - ・ 2割負担導入に伴い保険証が2回交付され、有効期限が例年と異なることの周知
 - ・ 2割負担になる方の外来受診における負担増加額を月3千円までに抑える配慮措置の紹介
- (2) 構成市町村及び愛知県に依頼してそれぞれの広報媒体に2割負担導入の記事を掲載（R4年2～3月）
- (3) 厚生労働省が作成したリーフレット①を市町村に送付（R4年2月）
- (4) 例年医療機関等に配布している啓発パンフレット（2割負担導入を記載）・ポスター②（被保険者証2回交付を記載）による周知広報（R4年6月に配布）
- (5) 被保険者証の1回目交付時に、2割負担の説明も記載された小冊子に加え、被保険者証の2回目の交付があることを説明するリーフレット③を同封（R4年7月）
- (6) 「あいち後期高齢者医療コールセンター」の設置（R4年7月～12月）
- (7) 厚生労働省が作成するポスター④・リーフレット⑤を市町村、医療機関、高齢者施設等に送付（R4年8月）
- (8) 被保険者証の2回目交付時に、2割負担となる被保険者に対して、窓口負担割合見直しの趣旨等を記載したリーフレット⑥を同封（R4年9月）
- (9) 口座事前登録勧奨時に、配慮措置の内容を記載したリーフレット⑦を同封（R4年9月）

※文中の①～⑦は別添2割負担の導入に伴う被保険者への周知広報資料のとおりです。

協定保養所利用助成事業の今後のあり方について

愛知県の後期高齢者医療制度では、平成 21 年 6 月より、被保険者の方の身体的・精神的なリフレッシュによる健康の保持・増進を目的として、協定保養所に宿泊する費用を一部助成する協定保養所利用助成事業を実施しております。

当事業が被保険者の方に対して、効果的なものであるかという観点により、事業の廃止も含め、今後のあり方を検討してまいります。

1 事業概要

(1) 助成内容

当広域連合と協定を締結する保養所を被保険者が宿泊利用する場合に、1 人あたり 1 泊につき 1,000 円を助成するものです。（年度あたり最大 4 泊まで助成）

(2) 協定施設について

現在は次の 5 施設と協定を締結しております。

- ・すいとびあ江南（江南市）
- ・あいち健康の森プラザホテル（東浦町）
- ・サンヒルズ三河湾（蒲郡市）
- ・百年草（豊田市）
- ・おんたけ休暇村（長野県木曾郡王滝村）

※温泉ホーム松ヶ島（三重県桑名市）は、令和 4 年 3 月末の閉館に伴い、協定を終了しました。

2 事業実績

(1) 利用者数の推移について

被保険者数は年々増加し続けている状況にありますが、コロナ禍の影響はあるものの当事業の利用者数は減少傾向にあります。

〈延べ利用者数（施設別）〉

年 度									(人)	
	レイクサイド 入 鹿	すいとびあ 江 南	温泉ホーム 松 ヶ 島	あいち健康の プラザホテル	シーサイド 伊 良 湖	サンヒルズ 三 河 湾	豊 田 市 百 年 草	おんたけ 休 暇 村	合 計	被保険者数 (各年度末)
平成29年度	886	/	6,646	595	846	2,059	288	/	11,320	912,301
平成30年度	/	359	6,653	521	767	2,383	199	/	10,882	946,768
令和元年度	/	533	6,238	485	697	2,041	146	/	10,140	973,694
令和2年度	/	228	2,268	15	411	707	118	/	3,747	982,594
令和3年度	/	236	2,214	268	/	1,210	210	450	4,588	1,007,295
令和4年度 (※)	/	183	/	88	/	681	106	364	1,422	1,020,391

※ 令和4年度は7月末時点の実績を掲載。

【伸び率（※被保険者数は各年度末）】

〈平成 29 年度から令和元年度〉

被保険者数： 6.73%・延べ利用者数：▲10.42%

〈平成 29 年度から令和 3 年度〉

被保険者数：10.41%・延べ利用者数：▲59.47%

(2) 市町村別延べ利用者数について

名古屋市の被保険者による利用が約60%と、被保険者数割合約30%と比較して著しく高くなっております。

〈市町村別延べ利用者数〉

(人)

	市町村名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	(参考※R3)	
							利用割合	被保険者数割合
1	名古屋市	5,438	5,495	5,328	2,193	2,758	60.11%	30.06%
2	豊橋市	516	505	397	134	107	2.33%	5.04%
3	岡崎市	342	354	340	112	139	3.03%	4.66%
4	一宮市	277	224	253	99	93	2.03%	5.65%
5	瀬戸市	112	83	73	22	59	1.29%	2.11%
6	半田市	66	71	101	26	28	0.61%	1.54%
7	春日井市	291	305	257	112	98	2.14%	4.35%
8	豊川市	373	328	285	65	67	1.46%	2.60%
9	津島市	106	89	110	33	23	0.50%	0.98%
10	碧南市	57	59	52	13	12	0.26%	0.92%
11	刈谷市	133	122	89	26	36	0.78%	1.61%
12	豊田市	262	257	206	105	141	3.07%	5.03%
13	安城市	150	127	111	52	33	0.72%	2.08%
14	西尾市	96	86	79	17	36	0.78%	2.27%
15	蒲郡市	136	142	108	29	59	1.29%	1.32%
16	犬山市	155	84	77	16	42	0.92%	1.19%
17	常滑市	57	26	30	3	7	0.15%	0.85%
18	江南市	140	243	213	73	108	2.35%	1.53%
19	小牧市	140	132	128	28	52	1.13%	1.97%
20	稲沢市	182	178	167	43	39	0.85%	1.98%
21	新城市	50	41	29	6	13	0.28%	0.87%
22	東海市	125	91	95	25	41	0.89%	1.38%
23	大府市	109	89	80	15	36	0.78%	1.08%
24	知多市	165	150	89	24	51	1.11%	1.26%
25	知立市	82	80	53	12	9	0.20%	0.76%
26	尾張旭市	56	76	71	25	34	0.74%	1.18%
27	高浜市	23	16	9	0	10	0.22%	0.49%
28	岩倉市	39	37	42	15	16	0.35%	0.65%
29	豊明市	108	78	48	31	27	0.59%	0.99%
30	日進市	63	68	68	24	28	0.61%	1.02%
31	田原市	53	96	83	43	7	0.15%	0.91%
32	愛西市	146	127	150	35	30	0.65%	1.08%
33	清須市	144	129	87	25	35	0.76%	0.85%
34	北名古屋	120	94	97	22	43	0.94%	1.15%
35	弥富市	181	154	136	41	19	0.41%	0.62%
36	みよし市	45	33	40	19	1	0.02%	0.58%
37	あま市	157	131	120	26	40	0.87%	1.27%
38	長久手市	46	37	19	12	8	0.17%	0.51%
39	東郷町	47	54	36	44	31	0.68%	0.53%
40	豊山町	15	8	8	5	4	0.09%	0.19%
41	大口町	37	22	16	4	4	0.09%	0.30%
42	扶桑町	83	29	53	20	38	0.83%	0.52%
43	大治町	40	72	60	27	24	0.52%	0.36%
44	蟹江町	97	69	75	22	31	0.68%	0.50%
45	飛島村	5	16	6	0	2	0.04%	0.07%
46	阿久比町	27	27	13	7	6	0.13%	0.40%
47	東浦町	93	46	67	6	10	0.22%	0.69%
48	南知多町	26	26	13	1	4	0.09%	0.36%
49	美浜町	12	7	13	1	3	0.07%	0.36%
50	武豊町	18	10	10	0	19	0.41%	0.58%
51	幸田町	42	38	24	7	24	0.52%	0.46%
52	設楽町	28	16	22	2	3	0.07%	0.14%
53	東栄町	9	3	4	0	0	0.00%	0.09%
54	豊根村	0	2	0	0	0	0.00%	0.03%
	合計	11,320	10,882	10,140	3,747	4,588	100%	100%

(3) 実利用者数について

利用実績（延べ利用者数）に占める実利用者数の割合は、各年度とも 60% 前後にとどまっています。このことから、利用実績の約 40% はリピーターによる利用であることが分かります。

<実利用者数>

年度		1回利用	2回利用	3回利用	4回利用	計	実利用者数 /延べ利用者数
平成29年度	実利用者数	4,677	1,202	429	738	7,046	62.2%
	(延べ利用者数)	(4,677)	(2,404)	(1,287)	(2,952)	(11,320)	
平成30年度	実利用者数	4,474	1,119	398	744	6,735	61.9%
	(延べ利用者数)	(4,474)	(2,238)	(1,194)	(2,976)	(10,882)	
令和元年度	実利用者数	4,484	1,037	374	615	6,510	64.2%
	(延べ利用者数)	(4,484)	(2,074)	(1,122)	(2,460)	(10,140)	
令和2年度	実利用者数	1,564	383	163	232	2,342	62.5%
	(延べ利用者数)	(1,564)	(766)	(489)	(928)	(3,747)	
令和3年度	実利用者数	1,981	520	161	271	2,933	63.9%
	(延べ利用者数)	(1,981)	(1,040)	(483)	(1,084)	(4,588)	

(4) 決算状況

当事業の決算状況（過去5年間）は下表のとおりです。

年度	予算額	決算額	執行率
平成29年度	11,320,000円	11,320,000円	100.00%
平成30年度	12,100,000円	10,882,000円	89.93%
令和元年度	12,400,000円	10,140,000円	81.77%
令和2年度	12,000,000円	3,747,000円	31.23%
令和3年度	12,410,000円	4,588,000円	36.97%
令和4年度	4,000,000円		

3 事業の現状について

(1) 事業財源について

平成21年度の事業開始から平成28年度までは、国庫補助を得て実施しておりましたが、国において補助のあり方について見直しが見られ、当事業の利用助成については健康の保持・増進効果が明らかでないということから、平成29年度より補助が廃止されました。

なお、補助廃止以降は、保険者にて用途を決めることができる保険者インセンティブによる交付金を財源として実施しております。

(2) データヘルス計画における方針

当事業は、効果的な保健事業の実施を目的に策定された第2期データヘルス計画（計画期間 平成30～令和5年度）において「重点事業以外の既存事業」に位置づけられているところですが、計画前期（平成30～令和2年度）を総括する中間評価では、計画後期（令和3～5年度）において「利用状況等を注視し事業形態等について引き続き検討」との目標が定められております。

(3) 他の広域連合における実施状況

事業検討のため、令和3年度に全国の広域連合に対し、アンケート調査を実施したところ、同種の事業を直接実施している広域連合はありませんでした。

【調査結果】

ア 協定保養所利用助成（宿泊施設利用助成）事業の実施状況

実施している	3 (※)
実施していたが廃止した	13
実施したことがない	31

※愛知含む。他2広域は実施市町村への補助によるもの。

イ 「実施している」と回答した広域連合の状況

- ・ 財源は保険者インセンティブ交付金を活用している。
- ・ 広域連合が直接実施しているのではなく、構成市町村が実施している事業に対し補助を行っている。

ウ 「実施していたが廃止した」と回答した広域連合の状況

- ・ 実施していたが廃止したと回答した13の広域連合の大半は、その理由に国庫補助廃止を挙げており、補助が廃止された平成29年度又は翌30年度に廃止している。

4 今後のあり方について

当事業の今後のあり方を検討するため、先述の事業実績と事業の現状に基づき、次のとおり課題を整理します。

ア 利用者数の減少傾向

当事業はコロナ禍前から、被保険者の増加傾向に反して利用者数は逡減している状況である。

イ 利用者の偏り

特定の市町村に利用者の偏りがみられる。

ウ 国庫補助の廃止

国による見直しにおいて、平成29年度より当事業に対する国庫補助が廃止されている。

エ 他広域連合の実施状況

同様の事業について、広域連合により直接実施しているのは愛知県のみである。

以上のとおり、当事業をこれまでどおり実施するには課題が多いことから、令和6年度以降の事業廃止も含めて、今後のあり方について検討をしてまいります。

マイナンバーカードの保険証としての利用について

1. 現状

顔認証付きカードリーダーを導入した医療機関や薬局等において、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

- ・ マイナンバーカードを保険証として利用するためには事前に登録が必要です。
- ・ 現時点において、すべての医療機関等に顔認証付きカードリーダーが導入されているわけではないことから、受診する際には、マイナンバーカードで受付できる医療機関・薬局かどうか事前に確認をお願いします。
- ・ マイナンバーカードを保険証として利用することは義務ではなく、現在の保険証でも医療機関等を受診することができます。(※)

2. マイナンバーカードを保険証として利用する場合のメリット

- ・ 引っ越しした場合、新たな保険証が届くまで時間がかかりましたが、事前登録済みのマイナンバーカードであれば、そのまま保険証として使うことができます。
- ・ 高額な診療を受けたとき、1か月の自己負担額を上限額にするためには、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を事前に申請し、窓口で提示する必要がありましたが、マイナンバーカードで受付できる医療機関等においては、限度額適用認定証等がなくても限度額を超える支払いが免除されます。
- ・ マイナポータルにおいて自らに処方された薬剤情報を確認することができるようになります。また、患者の同意があれば医師・歯科医師・薬剤師が他の医療機関で処方された薬剤情報を確認することができるようになります。
- ・ マイナポータルにおいて、自らの特定健診等情報（後期高齢者の場合は後期高齢者健診）を確認することができます。
- ・ 保険医療機関・保険薬局の窓口で支払った医療費の情報を、マイナポータルで見ることができるようになります。また、マイナポータルを通じて確定申告に必要な医療費通知情報の自動入力が可能となります。
- ・ 電子処方箋により、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照や、それらを活用した重複投薬チェックなどが行えるようになります。（令和5年1月開始予定）

○マイナポータルについて

子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトのことで、パソコン（マイナンバーカードに対応する IC カードリーダーが必要）やスマートフォン（マイナンバーカード対応機種に限ります。）からアクセスすることができます。

3. 導入状況

愛知県内の医療機関等における顔認証付きカードリーダー申込状況

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局	合計
R3. 10. 24時点 (本格運用直後)	13. 2%	4. 1%	2. 7%	6. 3%	4. 5%
R4. 9. 25時点	45. 1%	21. 7%	18. 3%	50. 0%	29. 3%

愛知県内のマイナンバーカードの保険証としての利用登録者数

被保険者数 (A) (R4. 6月末時点)	利用登録者数 (B) (R4. 7. 19時点)	(B) / (A)
1, 015, 890人	57, 742人	5. 68%

4. マイナンバーカードの取得勧奨について

国からの依頼に基づき、令和4年2月25日にマイナンバーカード未発行の方に対して、氏名、住所等及び申請用QRコードを予め印刷した申請書類（令和2年度に75歳未満の方へJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）から送付したものと同様のもの）を送付しました。また、今後広域連合から個別に取得勧奨を実施する予定はありません。

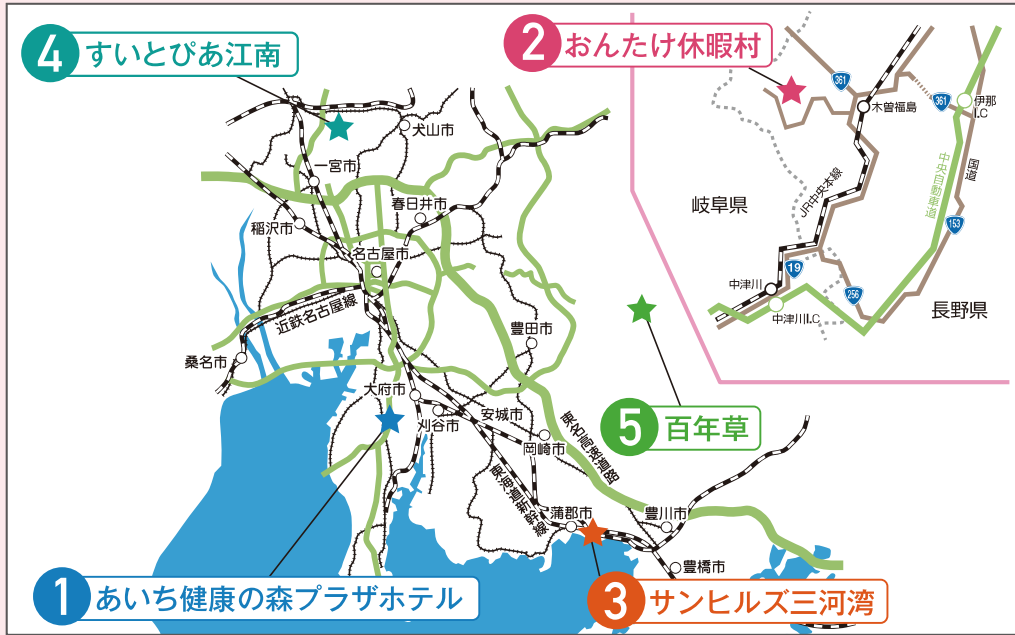
※ 政府の「健康保険証の2024年秋の廃止」の方針について

河野デジタル大臣は、10月13日の記者会見において、マイナンバーカードの普及策の一つとして、2024年（令和6年）秋をめどに現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替える方針を表明しました。

保険証の廃止に関する政府の方針の詳細は不明ですが、保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化すること自体に国民の間でも様々な意見があること、また、実務的にみても一体化することには様々な課題があることから、慎重に検討すべき事項であると考えます。

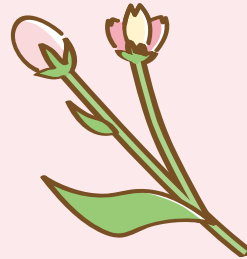
本広域連合といたしましては、政府の今後の動向等を注視し、被保険者や医療機関等に混乱が生ずることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

ご利用施設の所在地



後期高齢者医療制度

協定保養所 利用助成事業の ご案内



施設の詳細については、中面の協定保養所一覧をご覧ください。

愛知県後期高齢者医療広域連合

お問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課
名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館3階

☎ 052-955-1205

健康の保持増進のため 協定保養所をご利用ください

ご利用にあたり助成があります

対象者 愛知県後期高齢者医療の被保険者

協定保養所に宿泊すると、1泊あたり利用料金から1,000円
(令和5年3月31日までの期間に最大4泊まで)を差し引いた額でご利用できます。
※開館状況の確認及び宿泊予約につきましては、各保養所に直接お問い合わせください。

ご利用方法

- 1 協定保養所へ直接宿泊の申し込みをしてください。
(後期高齢者医療の被保険者であることを伝えてください。)
- 2 宿泊当日後期高齢者医療の保険証を提示してください。
(マイナンバーカードは使用できません。)
- 3 精算時に利用料金から1,000円を差し引きます。
- 4 初回利用の際に希望者に「利用カード」をお渡しします。

※2回目以降の利用に際しては保険証と利用カードをいっしょに提示してください。
利用カードは、すべての協定保養所でご利用できます。

保険証と
利用カードを
忘れずにお持ちください。

利用カード《協定保養所利用助成事業》

被保険者番号
被保険者氏名
被保険者番号
※氏名・番号をご記入ください。
利用期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日
愛知県後期高齢者医療広域連合
☎052-955-1205

【利用時の注意事項】

①この助成事業の対象となる方は、利用当日に愛知県後期高齢者医療被保険者の資格がある方のみです。
②協定保養所に宿泊する際には、必ず「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」(マイナンバーカードは使用できません。)&この「利用カード」を提示してください。
③利用できるのは、おひとり利用期間内に4泊までとし、1泊あたり1,000円を利用料金からお引きます。
④このカードは、すべての協定保養所で利用できます。
※各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。

協定保養所一覧

※詳しくは協定保養所にお問い合わせ下さい。

1 あいち健康の森健康科学総合センター あいち健康の森プラザホテル



愛知県知多郡東浦町大字
森岡字源吾山1番地1 ☎0562-82-0211

宿泊料金 8,100円～

アクセス JR東海道本線大府駅下車
大府駅から知多バス12分「あいち健康プラザ」下車

2 公益財団法人 おんたけ休暇村 セントラル・ロジ



長野県木曾郡王滝村
3159番地25 ☎0264-48-2111

宿泊料金 7,500円～ (バス・トイレ無 和室)

アクセス JR中央本線木曾福島駅下車
木曾福島駅より無料送迎バスあり(要予約)

3 地方職員共済組合愛知県支部保養所 サンヒルズ三河湾



愛知県蒲郡市三谷町南山
1番地76 ☎0533-68-4696

宿泊料金 10,450円～

アクセス JR東海道本線三河三谷駅下車
三河三谷駅から送迎バスあり(要予約)

4 江南市勤労会館・展望タワー すいとびあ江南



愛知県江南市草井町西
200番地 ☎0587-53-5555
【予約専用番号】

宿泊料金 7,160円～

アクセス 名鉄犬山線江南駅下車
名鉄バスすいとびあ江南行き約20分

5 豊田市 百年草

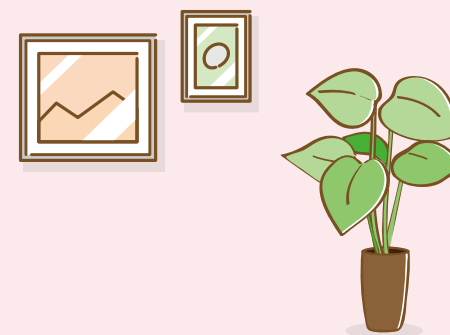


愛知県豊田市足助町東貝戸
10番地 ☎0565-62-0100

宿泊料金 11,935円～

アクセス 名鉄三河線猿投駅下車
豊田においてんバス百年草下車

※宿泊料金は1人あたり、平日1泊2食付、1室2名、税・サービス料込みの標準的な料金です。
※料金・サービス内容については各協定保養所にご確認ください。
※お車で越越しの場合は、直接保養所から地図を取り寄せてください。
※公共交通機関ご利用の場合、最寄り駅より送迎がある場合がありますので、予約申込時に協定保養所にご確認ください。
※このパンフレットに記載されている内容は、令和4年4月現在のものです。



後期高齢者医療制度に関するお知らせ

(2022年1月発行)

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

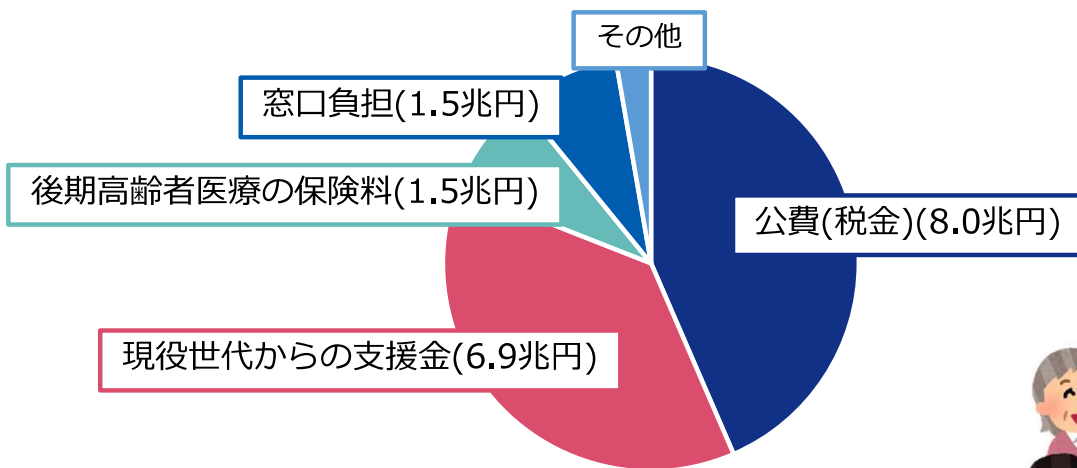
被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



約300万人増加

75歳以上人口の増加

1,880
万人

2,180
万人

2021年度

2025年度

現役世代からの支援金の増加

6.8兆円

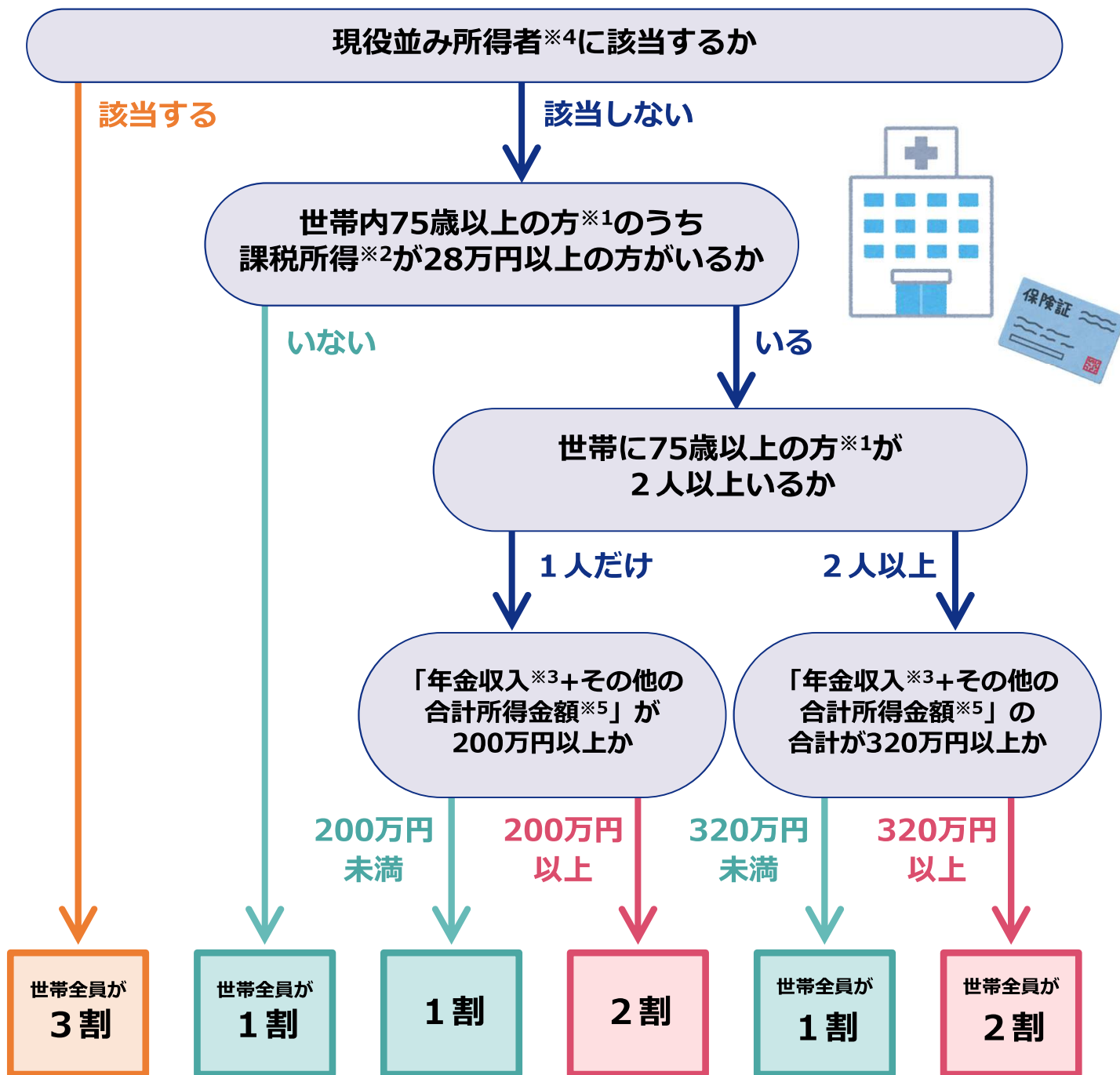
8.1兆円

2021年度

2025年度

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※¹の課税所得※²や年金収入※³をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、9月頃に被保険者証を送ります)



- ※¹ 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※² 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※³ 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※⁴ 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※⁵ 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には

2022年9月頃に 愛知県後期高齢者医療広域連合 から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。



書類は必ず
郵送で
お届けします



75歳

※
以上の方への
お知らせ

※65歳以上75歳未満で
一定の障害があり制度
に加入されている方を
含みます。

令和4年度は 後期高齢者医療の**保険証**が 2回(8月・10月)変わります

令和4年10月から、一定以上の所得がある方(現役並み所得者は除きます)の医療費の窓口負担が2割となることに伴い、令和4年度に限り、後期高齢者医療制度の加入者全員(現役並み所得者も含みます)について、保険証の更新を2回(8月・10月)行います。

令和4年8月に更新する保険証の有効期限は9月まで(2か月間)と短くなっております。

令和4年7月まで使える保険証

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和4年7月31日
被保険者番号	12345678	性別 男
住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号	
見本		
氏名	広域 太郎	
生年月日	大正15年7月26日	発効期日 平成20年4月1日
資格取得日	平成20年4月1日	交付日 令和3年8月1日
一部負担金の割合	●割	
保険者番号	39234000	
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合	

令和4年8月から令和4年9月まで使える保険証 (令和4年7月下旬ごろに送付)

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和4年9月30日
被保険者番号	12345678	性別 男
住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号	
見本		
氏名	広域 太郎	
生年月日	大正15年7月26日	発効期日 平成20年4月1日
資格取得日	平成20年4月1日	交付日 令和4年8月1日
一部負担金の割合	●割	
保険者番号	39234000	
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合	

令和4年10月から令和5年7月まで使える保険証 (令和4年9月下旬ごろ送付)

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	令和5年7月31日
被保険者番号	12345678	性別 男
住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号	
見本		
氏名	広域 太郎	
生年月日	大正15年7月26日	発効期日 平成20年4月1日
資格取得日	平成20年4月1日	交付日 令和4年10月1日
一部負担金の割合	●割	
保険者番号	39234000	
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合	

お医者さんにかかるときは、
保険証の有効期限に
注意してください。

- お医者さんにかかるときは、令和4年8月から9月は①の保険証を、令和4年10月以降は②の保険証をお見せください。
- 令和4年8月から9月まで使える保険証(①の保険証)は7月下旬に、令和4年10月から使える保険証(②の保険証)は9月下旬に、市区町村から郵便でお届けします。

後期高齢者医療の保険証や
負担割合に関するお問い合わせ先
(保険証の配送状況も確認できます。)

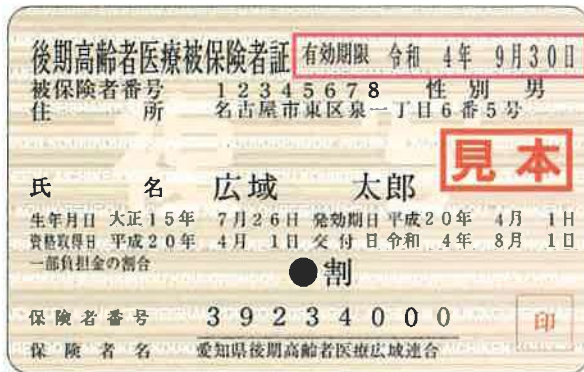
あいち後期高齢者医療コールセンター
0570-011-558

受付期間: 令和4年7月11日から令和4年12月28日
午前9時から午後5時15分まで
(土日祝日も開設します)

その他保険証に関するお問い合わせは市区町村の後期高齢者医療制度担当の窓口
又は、愛知県後期高齢者医療広域連合 (052-955-1246) まで

重要なお知らせです。必ずお読みください。

後期高齢者医療制度 に関するお知らせ



被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

①現在ご使用中の被保険者証は
令和4年(2022年)7月31日まで使えます。

◆今使っている被保険者証は、8月1日以降はご使用にならないでください。

②今回交付している被保険者証は
令和4年8月1日から9月30日まで使えます。

◆今年度は、10月1日から、再度被保険者証が変わります。

◆今回交付した被保険者証は、10月1日以降はご使用にならないでください。

③令和4年10月1日からの新しい被保険者証は9月に交付します。
新しい被保険者証は令和5年7月31日まで使えます。

◆10月1日から使える被保険者証は、市区町村から9月下旬ごろに交付します。

◆一定以上の所得がある一部の方は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。

※2割の対象者は、課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が
単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上の方(被保険者全体に占める割合は約20%)。
※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

あいち後期高齢者医療コールセンター 0570-011-558 または
都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。



愛知県後期高齢者医療
広域連合

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

2割負担の導入に伴う被保険者への周知広報資料④（実物はA2サイズ）

令和4年(2022年)10月1日から、 一定以上の所得がある方は、 医療費の窓口負担割合が 変わります。



- ◆課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上の方は、窓口負担割合が2割となります。
 - ※現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。
 - ※窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、**令和4年9月頃**に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、**令和4年10月以降の負担割合が記載された被保険者証**を交付しますので、そちらをご確認ください。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- ◆同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。
- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

配慮措置が適用される 場合の計算方法

例：1か月の外来医療費全体額が
50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し等③-④	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます

医療機関や薬局などで被保険者証を提示する
ときは「有効期限」を必ず確認しましょう



一定以上の所得がある方の、 医療費の 窓口負担割合が 変わります。



- ◆令和4年(2022年)10月1日から、75歳以上の方等^{※1}で一定以上の所得がある方^{※2}は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
 - ◆窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
 ※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

被保険者証の有効期限にご注意ください

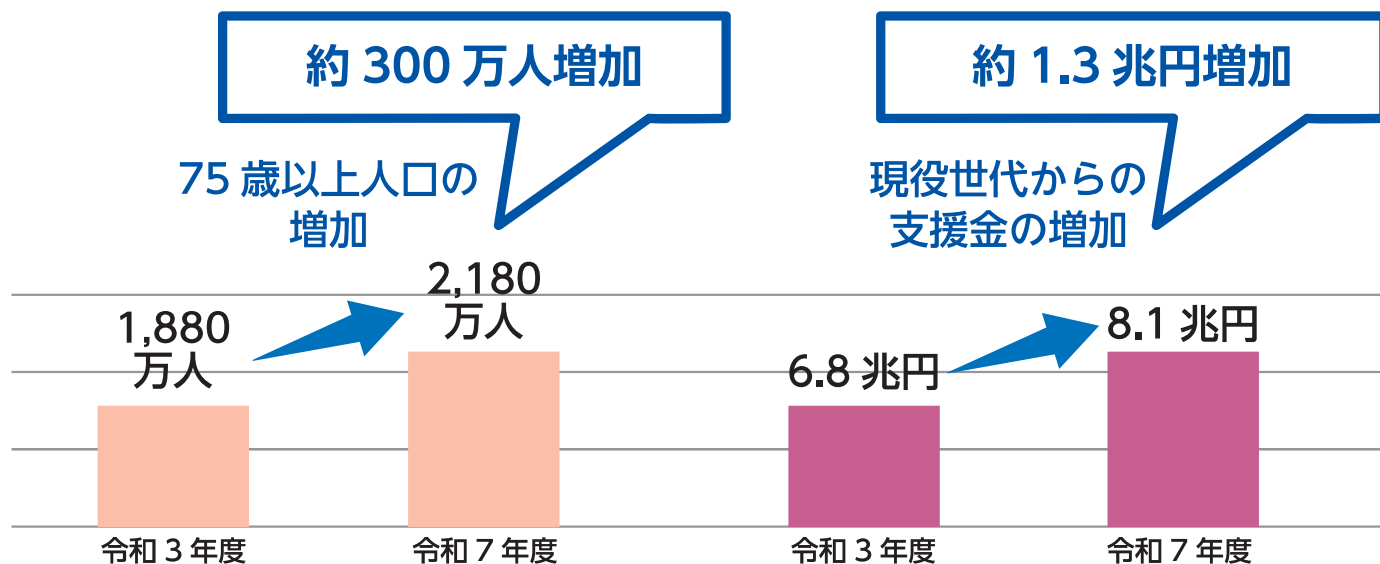
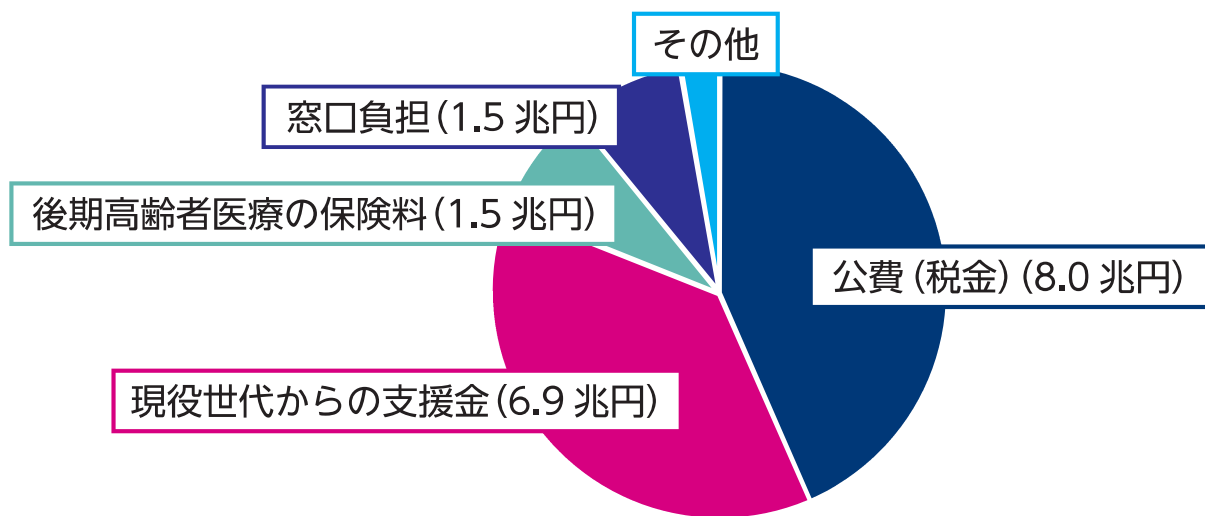
- ◆ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、後期高齢者医療広域連合において判定を行った上で、**令和4年9月頃**に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、**令和4年10月1日以降の負担割合が記載された被保険者証**を交付しますので、そちらをご確認ください。
- ◆医療機関や薬局などで被保険者証を提示するときは「**有効期限**」を必ず確認しましょう。

見直しの背景

- ◆令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- ◆後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- ◆今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

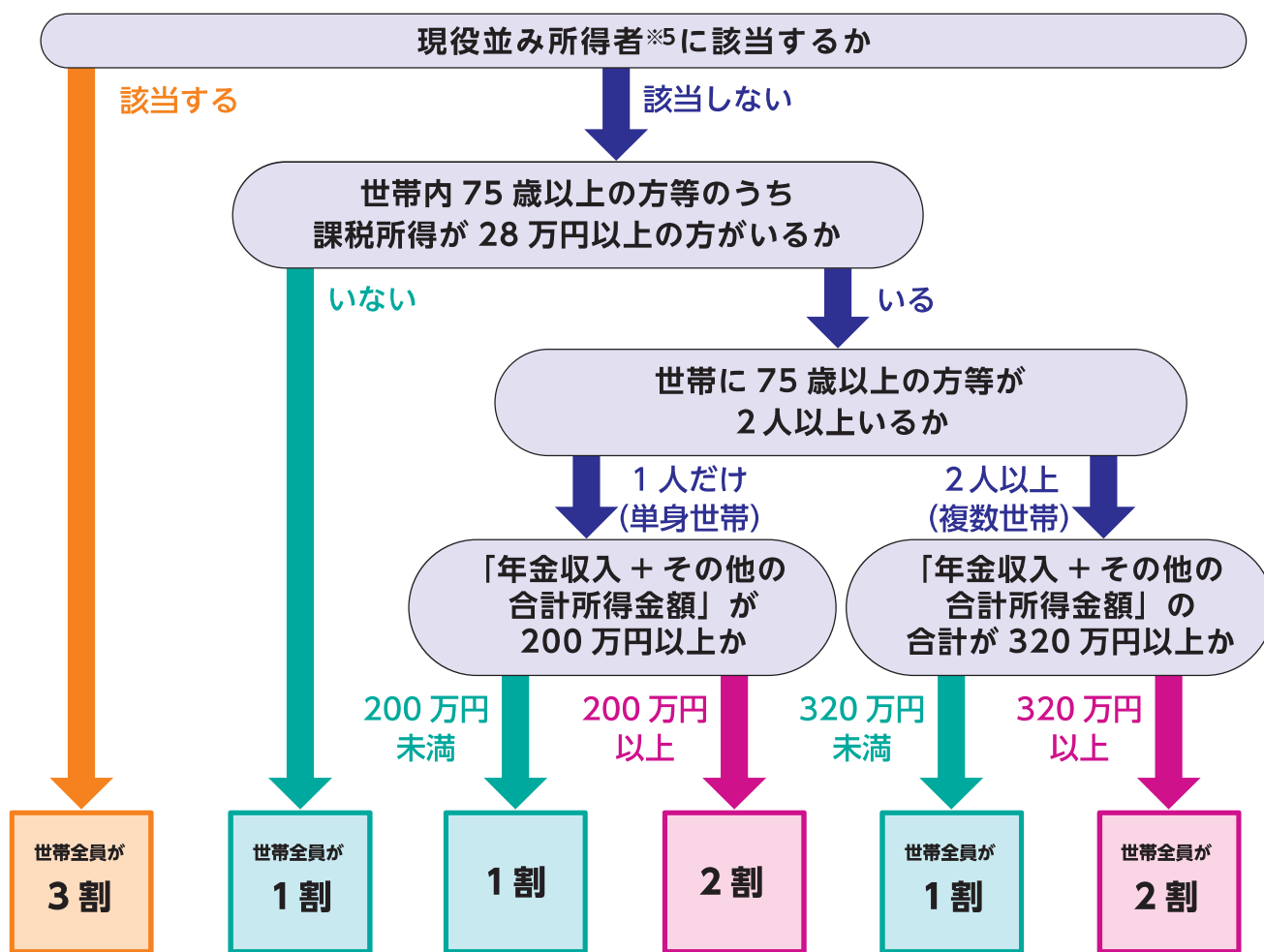


後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算ベース



窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等（令和3年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



・住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻し。

- ◆配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

- ◆都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719 にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- ◆厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。

- ◆ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

- ◆不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188(いやや!))にお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例: 1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等(③-④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には
令和4年9月下旬に広域連合から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください!

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188(いやや!))にお問い合わせください。

書類は必ず郵送でお届けします



令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が2割になる方へのお知らせ

75歳以上の方等で一定以上所得のある方の
医療費の窓口負担割合が2割に変わります

- ◆今回、窓口負担割合が「2割」と記載された被保険者証が交付された方は、**令和4年(2022年)10月1日から窓口負担割合が2割となります**。
- ◆被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認し、**10月以降は今回交付する被保険者証をお使いください**。

窓口負担割合が2割となる方には
負担を抑える配慮措置があります

- ◆令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます**。
- ◆払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合*には、**令和4年9月下旬に、広域連合から申請書を郵送します**。

*既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません。

今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。見直しの背景や内容、配慮措置の詳細については、**次ページ以降をご確認ください**。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

あいち後期高齢者医療コールセンター(0570-011-558)

対応時間: 8時45分~17時15分(令和4年12月28日まで土日祝も開設)
ナビダイヤルのため通話料がかかります。

または都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

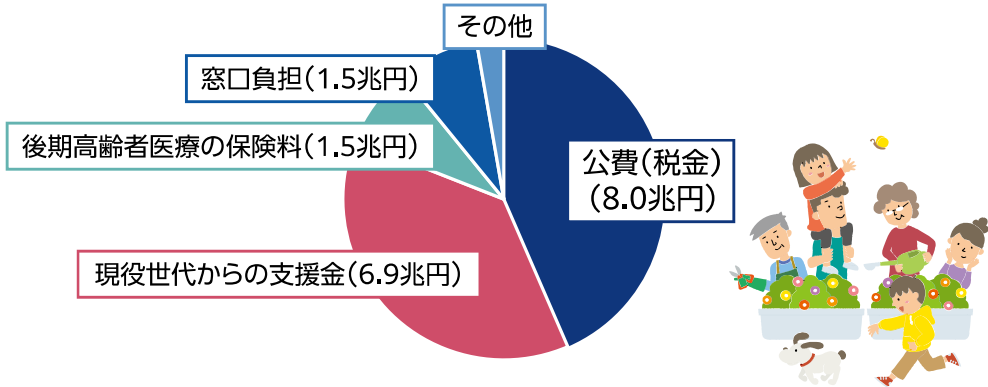
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、**厚生労働省コールセンター(0120-002-719)**にお問い合わせください。

対応時間: 月曜日~土曜日の9時~18時(日曜日・祝日・年末年始は休業)

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。
- 窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円) ※令和4年度予算ベース



令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

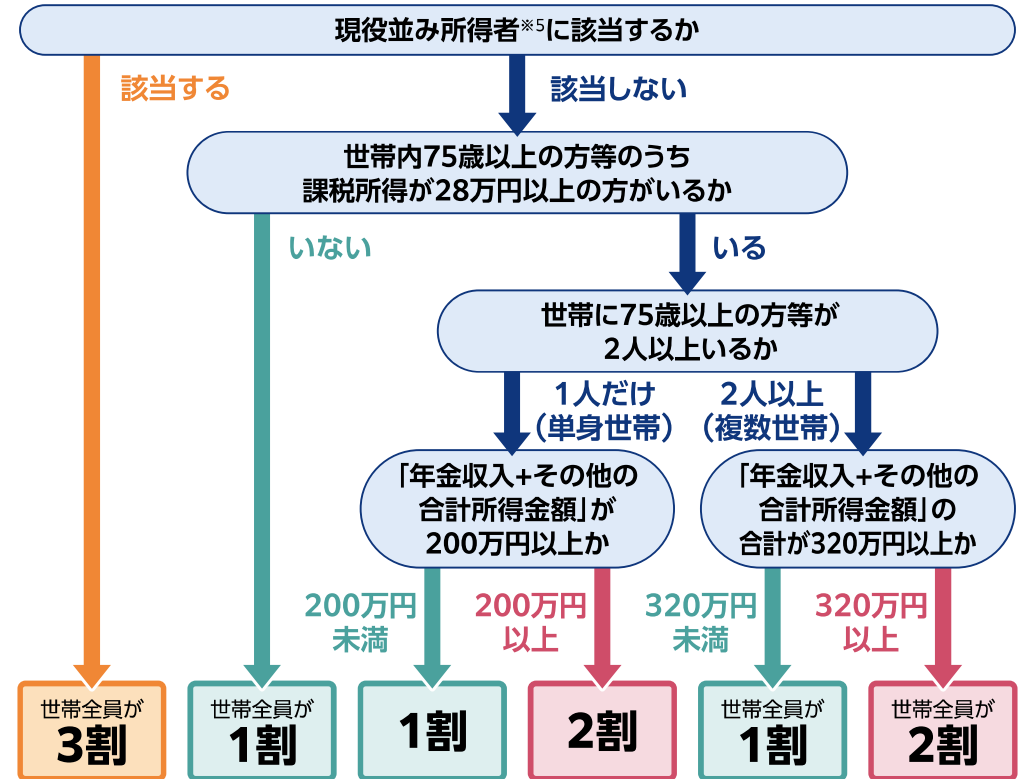
令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等(令和3年中のもの)をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上)がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。



● 住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
- ※5 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が 2割になる方へのお知らせ

2割負担の導入に伴う被保険者への周知広報資料⑦

窓口負担割合が2割となる方には**負担を抑える配慮措置**があります。
払い戻し先口座の事前登録をお願いします

- ◆ 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※₁で一定以上の所得がある方※₂は、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合が2割となる方には**負担を抑える配慮措置**(下記参照)があります。
- ◆ 今回郵送する申請書は、窓口負担割合が2割負担となる方で、**配慮措置による払い戻し先口座が登録されていない方**に、**払い戻し先の口座の事前登録をお願いします**のものです。 ※₃
- ◆ 口座を登録いただくことで、払い戻しが生じた場合、その口座に後日自動的に払い戻されます。

窓口負担割合が2割となる方の負担を抑える配慮措置

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額を3,000円までに抑えます**（入院の医療費は対象外です）。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を**後日高額療養費として払い戻します**。
- 払い戻しとなる方は、**今回登録していただく払い戻し先の口座へ後日自動的に払い戻します**。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

※₁ 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※₂ 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

※₃ 今回登録されない場合には、払い戻しが生じた際に、再度お知らせします。



窓口負担割合の見直しに伴う 高額療養費の還付 を装った詐欺に注意!!

自治体の職員等が以下のことをすることは
絶対にありません

- × 郵送せずに電話や訪問で口座情報登録をお願いすること
- × 通帳をお預かりすること
- × ATMの操作をお願いすること
- × 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

不審に思ったらご相談ください。

- お住まいの市区町村担当窓口
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**
- 消費者ホットライン(局番なし) **188 (いやや!)**

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

あいち後期高齢者医療コールセンター(0570-011-558)※1または
都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)※2にお問い合わせください。

※1 あいち後期高齢者医療コールセンター対応時間等：
令和4年12月28日までの8時45分～17時15分（土日祝も開設）
ナビダイヤルのため通話料がかかります。

※2 厚生労働省コールセンター対応時間等：
月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）